

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の健全性及び適正性を確保するための体制を整備する。

1. 当該金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「吉備信用金庫行動綱領」とこれに基づく「コンプライアンスの実践にかかる基本方針」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに本部及び営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携により、法令等遵守態勢の徹底を図る。
- (3) 不正行為等の早期発見と是正を図るため、「公益通報者保護管理規程」、「不祥事件の取り扱いに関する規程」等の制定及び見直しを行い、報告・連絡・相談体制を構築する。
- (4) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し内外に公表するとともに、具体的手引書である「反社会的勢力対応マニュアル」を全役職員に周知し、組織全体で法的に対応するための体制を構築する。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守態勢ならびに反社会的勢力を排除する態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

2. 当該金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報・文書は、「文書規程」等の規定に基づき適切に保存・管理する。
- (2) 理事会、常務会、各委員会の各議事は、議事録を作成し適切に保存・管理する。
- (3) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 当該金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理基本方針」に基づき、「リスク管理規程」及び「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理要領等を策定する。

- (2) 当庫全体のリスクを一元的に管理する部門（以下、「リスク管理部門」という。）及びリスクカテゴリー毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。また、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とする。
- (3) リスク管理部門は、当庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常務会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常務会及び理事会に速やかに報告する。
- (4) 内部監査部門は、統合的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 当該金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程（及び同付議基準）」及び「常務会規程（及び同付議基準）」に定める。
- (2) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- (3) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常務会、各種委員会及び担当理事等の判断に委ねる。

5. 当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 当該金庫の監事の職務を補助すべき職員の当該金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その職務を補助すべき職員を配置する。
- (2) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- (3) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分等の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

7. 次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ① 理事会及び常務会で決議された事項

- ② 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 公益通報の状況及び内容
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。
- (3) 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- (1) 監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を受けないことを公益通報者保護管理規程に定め、その内容を役職員に周知する。
- (2) 上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3) 公益通報者保護管理規程等において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならないことを規定する。
- (4) 上記報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護管理規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

9. 当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 不祥事発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (3) 経営計画及び監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を要するものとする。
- (4) 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

10. その他当該金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監事監査規程および監事監査基準に基づく、代表理事との定期的会合、理事会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との連係を通じ、監査

を実効的に行う。

- (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

以 上

制定 平成 19 年 5 月 1 日

改正 平成 25 年 3 月 1 日

改正 平成 27 年 5 月 1 日